

# 「養老町議会における適正な議員定数について」

## 中間報告

令和4年8月

議員定数検討特別委員会

---

1. はじめに
2. 養老町議会議員定数の現状
  - (1) 養老町議会議員の定数を定める条例
  - (2) 養老町議会議員定数の推移
3. 議員定数検討特別委員会
  - (1) 設置の経緯
  - (2) 委員会構成
  - (3) 協議の経過
4. 5つの視点から検討した養老町議会の適正な議員定数
  - (1) 自治体規模の視点
  - (2) 意思決定の視点
  - (3) 監視機能の視点
  - (4) 社会状況の視点
  - (5) 目指す養老町議会の姿
5. 最終報告に向けて
  - (1) 養老町議会の適正な議員定数案（中間報告）
  - (2) 町民アンケート調査実施要項
6. おわりに

参考資料



## 1. はじめに

地方公共団体の議会の議員定数については、平成 11 年から地方自治法第 91 条により人口に応じた上限が規定されていたが、平成 23 年の地方自治法の一部改正により、議会制度の自由性を高めるための措置として法定上限制度が廃止され、条例に完全に委任された。

こうした変化の中、養老町においては平成 16（2004）年 12 月に西濃圏域合併協議の不参加を決定し、事実上の単独路線の確定に伴い不可欠となった行財政改革の一環として、当時 21 人だった議員定数を 13 人に削減した。

しかしながら、現在も養老町の人口減少と少子高齢化は進んでおり、これからの自治体運営は、老年人口（65 歳以上）の増加と生産年齢人口（15～64 歳）の減少が進んでいくことを前提に、そうした社会が必要とする多様で高度な町民のニーズへの対応が求められるようになっていく。

このように、これからさらに人口減少と少子高齢化が進み、公共施設の維持や、まちづくり基盤の更新、社会的扶養負担の増大など、養老町を取り巻く社会や経済の情勢が転換期を迎える状況下を踏まえ、養老町議会では、令和 4 年 3 月 18 日に議員定数検討特別委員会を設置し、議員定数の適正な水準と根拠などを検討していくことを決めた。

## 2. 養老町議会議員定数の現状

### （1）養老町議会議員の定数を定める条例

平成 14 年 10 月 8 日条例第 22 号

改正 平成 16 年 12 月 24 日条例第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により、養老町議会の議員の定数は、13 人とする。

附 則（平成 16 年 12 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

### （2）養老町議会議員定数の推移

時 期	定 数	案件など
昭和 30 年 4 月	30 人	養老町初の町議会議員選挙（小選挙区制）142 人→30 人
昭和 46 年 4 月	24 人	養老町議会議員選挙 30 人→24 人
昭和 58 年 4 月	21 人	養老町議会議員選挙 24 人→21 人
平成 11 年 5 月	21 人	法定定数制度から法定上限制度に地方自治法改正（養老町上限 26 人）
平成 14 年 9 月	21 人	養老町議会議員の定数を定める条例制定
平成 16 年 9 月	21 人	合併及び行財政改革特別委員会を設置
平成 16 年 12 月	21 人	養老町区長連絡協議会が議員定数を現在の条例定数の半数以下にする要望書を提出
平成 16 年 12 月	21 人	養老町議会議員の定数を定める条例一部改正 21 人→13 人
平成 19 年 4 月	13 人	養老町議会議員選挙 21 人→13 人

### 3. 議員定数検討特別委員会

#### (1) 設置の経緯

議員定数に対する調査については、養老町の財政状況や自治体運営が年々厳しさを増す中、令和元年度より議会改革特別委員会において行われてきたが、議会の申し合わせにより1年ごとに委員が代わることや、委員定数が6人であることなどから、十分に議論が進んでいなかった。

そうした中、令和3年12月17日に養老町区長連絡協議会より、「令和4年度養老町区長連絡協議会要望事項について」が議長に提出され、重点要望事項として、歯止めのかからない人口減少と議員のなり手不足の解消への対策として、議員定数の削減と議員報酬の引き上げが要望された。

当要望を受けた養老町議会は、その対応を令和4年1月から2月に亘って議会全員協議会で協議を重ねた。その結果、議員定数については、議員定数検討特別委員会を設置し、議長を除く全議員を委員に指名し調査研究を進めること、また議員報酬については、議会運営委員会に付託し、調査研究を進めることを決定した。

そして、令和4年3月18日第1回定例会最終日に、議員発議により議員定数検討特別委員会の設置が上程され賛成多数で可決された。

#### (2) 委員会構成

【令和4年3月18日～令和4年5月15日】

委員会定数	12人
委員長	早崎 百合子
副委員長	吉田 太郎
委員	水谷 久美子 松永 民夫 田中 敏弘 野村 永一 大橋 三男 長澤 龍夫 岩永 義仁 小寺 光信 清水 由美子 西脇 康

【令和4年5月16日～】

委員会定数	12人
委員長	早崎 百合子
副委員長	吉田 太郎
委員	水谷 久美子 松永 民夫 田中 敏弘 野村 永一 長澤 龍夫 岩永 義仁 北倉 義博 小寺 光信 清水 由美子 西脇 康

(3) 協議の経過

月 日	内 容
令和4年 3月18日	議会最終日に賛成多数により議員定数検討特別委員会が設置され、委員の選任が行われる。また、休憩中に第1回の委員会が開催され正副委員長が互選される。
4月27日	区長連絡協議会の出席の下、議会全員協議会を開催し、議員定数及び議員報酬について区長連絡協議会の意見を伺う。また、参考数値として、県内町村議会の議員定数及び報酬についての説明を受ける。
5月12日	2回目の議員定数検討特別委員会を開催し、議員定数を検討する上での主な視点と令和4年8月までの開催日程について協議する。また、養老町の人口ビジョン及び面積について執行部からの説明を受けた後、自治体規模からみる適正な議員定数について各委員が意見を述べる。
5月16日	臨時議会における役員改選により議員定数検討特別委員会委員の選任が再度行われる。また、休憩中に第3回の委員会が開催され正副委員長が互選される。
5月20日	養老町区長連絡協議会定例総会において、議長より議員定数及び議員報酬に対する議会の協議経過と進捗について報告を行う。
5月26日	4回目の議員定数検討特別委員会を開催し、県内の類似自治体議会の委員会構成、養老町役場の組織と職員数、養老町の財政状況について説明を受けた後、議会の意思決定や監視機能からみる適正な議員定数について各委員が意見を述べる。また、適正な議員定数について、町民を対象にアンケート調査を実施することを決定する。
6月30日	5回目の議員定数検討特別委員会を開催し、養老町や周辺自治体の町議会議員選挙の状況について説明を受けた後、住民の声の反映や、なり手不足からみた適正な議員定数について各委員が意見を述べる。
7月8日	6回目の議員定数検討特別委員会を開催し、目指す養老町議会の姿について各委員が意見を述べる。また、令和4年12月までの開催日程及びアンケート調査実施要項について協議する。
7月20日	7回目の議員定数検討特別委員会を開催し、これまでの協議を踏まえ、養老町議会における適正な議員定数について各委員が意見を述べ、支持する議員定数案を選び、当委員会の中間報告案を「現状維持の13人案」と「2人減の11人案」の2案とする。
8月5日	8回目の議員定数検討特別委員会を開催し、委員長案として示された養老町議会における適正な議員定数についての中間報告と議員定数アンケート調査票について、各委員が修正意見を述べる。
8月23日	9回目の議員定数検討特別委員会を開催し、修正案として示された養老町議会における適正な議員定数についての中間報告と議員定数アンケート調査票について、各委員が修正意見を述べる。
8月29日	修正意見を反映した養老町議会における適正な議員定数についての中間報告と議員定数アンケート調査票について、議会全員協議会で委員長報告が行われる。

#### 4. 5つの視点から検討した養老町議会の適正な議員定数

##### (1) 自治体規模の視点

###### 【説明事項】

西濃圏域合併協議の不参加を決定し、事実上の単独路線の確定に伴い議員定数を13人に削減した翌平成17(2005)年の国勢調査において32,550人だった人口は、令和2(2020)年の国勢調査では、約17.4%減の26,882人に減少した。また、その一方で令和2(2020)年の国勢調査による老年人口比率は34.1%に上り、平成17(2005)年の20.7%から13.4%上昇している。さらには、平成17(2005)年に65.3%を占めていた生産年齢人口(15~64歳)の割合が、令和2(2020)年の国勢調査では10.2%減少し55.1%となった。

次に、養老町まちづくりビジョンに示された養老町の人口推移と将来人口の推計では、8年後の2030年には23,248人、13年後の2035年には21,349人にまで減少が見込まれている。ちなみに、この推計は町の転出超過を半分程度に抑制する対策を進めた上での見込みであり、現状のペースで人口が減少した場合には、2030年には22,188人、13年後の2035年には19,846人にまで減少することが見込まれている。

このほか、養老町の土地面積は72.29km<sup>2</sup>であり、地目ごとの内訳は、令和3年調べで宅地7.53km<sup>2</sup>、田25.54km<sup>2</sup>、畑3.09km<sup>2</sup>、山林5.34km<sup>2</sup>、その他(池沼・原野・雑種地)30.79km<sup>2</sup>である。

なお、令和3年7月の岐阜県町村議会議長会の集計によると、県内において養老町と同程度の人口規模(2万人以上)をもつ町は、人口順に垂井町・岐南町・池田町・大野町・笠松町・揖斐川町の6町があり、これら6町の議員1人あたりの人口数は1,345.1~2,624.2人、議員1人あたりの面積(km<sup>2</sup>)は0.8~53.6km<sup>2</sup>である。これに対し、養老町の議員1人あたりの人口数は2,131.4人、議員1人あたりの面積(km<sup>2</sup>)は5.5km<sup>2</sup>である

###### 【主な意見】

現状維持すべきという意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在のところ、県内の類似の自治体規模をもつ町議会の議員定数と比較してみても、養老町議会の議員定数を変更する必要性を感じない。</li><li>・人口数は減少していくが、多様化する意見に対応するため、議員定数は現状を維持すべきである。</li><li>・議員定数の削減は議会力の低下に繋がり、町民の声を反映しにくくなる。</li><li>・人口減に対し、国会や県議会が議員定数を減らしていない中で、市町村議会だけが議員定数を削減するべきではない。</li></ul>
定数を削減すべきという意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・対策により抑制できているが、人口減少に歯止めが掛からない以上、11ある地区数などを参考に1~2人を削減すべきである。</li><li>・議員定数を13人に削減した平成16年から現在までに既に5,000人以上の人口減があったことから、議員定数についても1~2人は削減すべきである。</li><li>・平成16年に定数を8人減らしたが、その後も議会機能は維持されてきた。人口減少の視点に対し、議員目線ではなく、町民目線で考えると2人減の定数11人が適当である。</li><li>・人口減に合わせて、議員定数を削減する市町村議会が多い中、養老町議会の対応は遅れている。</li></ul>

定数を増員すべきという意見	・この先 20 年は人口減少が続くであろうが、その後は増加に転じる見方もあり、単独路線により 13 人に削減した養老町議会の現議員定数は不足である。
その他	・他の自治体との比較については、面積など、それぞれの自治体の特性が大きい ため、参考程度とすべきである。

## (2) 意思決定の視点

### 【説明事項】

意思決定について、養老町議会では、原則として、審議事件について、本会議で提出者の説明を受け、議長が議会に諮って所管の常任委員会もしくは特別委員会に付託している。付託された事件は、委員会の審査・調査の終了をもって本会議で議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決と議事が進む。

現在、養老町議会では総務民生委員会と産業建設委員会の 2 つの常任委員会を設置し、総務民生委員会には 7 名、産業建設委員会には 6 名の議員を選任している。

県内において養老町と同程度の人口規模 (2 万人以上) をもつ 6 町はいずれも 2 つの常任委員会を設置しており、1 委員会に対する議員定数の割合は 5~7.5 人である。これに対し、養老町の 1 委員会に対する議員定数の割合は 6.5 人である。

なお、平成 12 年の地方自治法改正により常任委員会の設置数に制限がなくなり、平成 18 年の地方自治法の改正により、常任委員会委員の複数所属が認められた。これにより、垂井町・岐南町・池田町・大野町・笠松町・揖斐川町の 6 町のうち、大野町と池田町の 2 町では、議員全員が 2 つの常任委員会に委員として所属している。

### 【主な意見】

現状維持すべきという意見	・議論を行える委員定数としては 6~7 人が適正であり、現在の二つの常任委員会設置数を踏まえると議員定数は現状維持が望ましい。
定数を削減すべきという意見	・現在はおよそ半数に分かれて、常任委員会に所属しているが、定数を 2~4 人削減しても、全議員の複数所属による委員会構成に変更することで、意思決定を行うための人数は確保される。

## (3) 監視機能の視点

### 【説明事項】

地方自治体では、議会と執行機関がともに住民の直接選挙によって選ばれる二元代表制が採用され、議会と執行機関の権限は明確に区分されている。そして、両者の牽制作用による調和の上に民主的で公正な行政運営の実現が期待される中で、執行機関の事務や予算執行等を監視する機能を果たす議会の役割は大きい。さらに、平成 11 年の地方分権一括法施行以降は、国から地方自治体への権限移譲が進み、地方自治体は自己決定権の拡大と住民意識の多様化への対応が求められるようになっている。

執行機関である養老町役場の組織や職員数は、行財政改革への取り組みもあり、平成 18 年度に 20 課 288 人であった組織及び職員数は、令和 3 年度には 16 課 276 人にまでスリム化が進んでいる。

### 【主な意見】

現状維持すべきという意見	・地方自治体の負担は増加傾向にあり、養老町議会でも、行政の監視機能を維持するために、議員定数は維持するべきである。
定数を削減すべきという意見	・養老町役場では組織等のスリム化が進んでおり、議員定数を削減しても十分に監視機能を維持できる。
定数を増員すべきという意見	・議員定数を13人に減らしてから、養老町役場で大きな不祥事が目立っている。監視機能の強化が必要である。

### (4) 社会状況の視点

#### 【説明事項】

地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の減少が見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が生じ、厳しい地方財政運営が続くことが見込まれている。

今後は、地方自治体の財政構造は、地域経済において景気が十分に回復していないこと、今後の収入が不透明なことなどから、税収入の増加を見込むことはできない一方、社会保障関係費や公共施設の改修といった普通建設事業費等の増加が見込まれるため、財政が硬直化していくことが懸念される。

このような社会情勢の中、養老町においても持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、より一層の経費節減に努めるなど、引き続き財政の健全運営に努めていくことが求められている。なお、平成27年度から令和2年度における養老町議会費の1年の決算額はおよそ1億300万円から1億700万円の範疇で推移しており、養老町一般会計歳出決算額の約1%を占めている。

次に、養老町と、県内において養老町と同程度の人口規模（2万人以上）をもつ垂井町・岐南町・池田町・大野町・笠松町・揖斐川町の6町における、町議会議員の平均年齢及び定数に占める女性議員の比率であるが、令和3年7月の岐阜県町村議会議長会の集計によると、養老町議会が平均年齢66.1歳、女性議員比率23.1%、垂井町議会が平均年齢62.3歳、女性議員比率15.4%、岐南町議会が平均年齢61.9歳、女性議員比率20.0%、池田町議会が平均年齢69.3歳、女性議員比率0.0%、大野町議会が平均年齢63.1歳、女性議員比率22.2%、笠松町議会が平均年齢64.6歳、女性議員比率20.0%、揖斐川町議会が平均年齢63.4歳、女性議員比率6.6%である。

最後に、過去4回にわたる養老町議会議員選挙であるが、全て選挙が執行された。有権者数及び投票率については、平成19年4月22日に執行された選挙の有権者数は26,389人で投票率は66.10%であったが、平成31年4月21日に執行された選挙の有権者数は24,167人で投票率は53.66%であり、徐々に下降している。



【主な意見】

<p>現状維持すべき という意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数削減は立候補意欲を減退させる。</li> <li>・一般会計歳出決算額に占める議会費の比率は1%以下であり、議会費に財政を逼迫させる要因はない。</li> <li>・少なくとも平成16年の定数削減以降に養老町議会議員選挙が無投票になったことはなく、養老町に町議会議員のなり手不足問題があるという認識はない。</li> <li>・次回の選挙まで期間が短く、立候補を検討する新たな候補者への周知期間が十分に確保されない。</li> <li>・議員定数を見直すべきという町民の意見を聞いたことはない。</li> <li>・議員定数の削減は将来的には必要だが時期尚早であり、今後の議会で町民に周知を図りながら行財政改革と合わせて検討していくべきである。</li> </ul>
<p>定数を削減すべ きという意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい財政運営が続くことが見込まれており、効率性の追求が必要である。そのためには定数を削減し、議会費についても縮小を図るべきである。</li> <li>・町議会議員選挙の投票率や有権者数が回を重ねるごとに減少している。さらに、直近2回の選挙では落選者4名のうち3名が法定得票数に達していない。今後の選挙において、無投票当選や、議員定数内の得票順位であっても法定得票数に達しない候補者が生まれ、定数割れが起きることが危惧される。</li> <li>・行財政改革が進む執行部に対して、議会の議員定数検討は遅れている。</li> <li>・厳しい財政運営への対応が求められる中、行財政改革に先駆けて、議会が率先して町民に模範を示すことが重要である。</li> <li>・議員定数を見直すべきという町民の意見を多く聞いている。</li> <li>・養老町は全てをスリム化するべき時期にきており、より早く準備した自治体だけが生き残ることができる。2人減も評価できるが、持続可能なまちづくりのためには4人減らすべきである。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代での議員のなり手不足は深刻であるが、女性も含め若い世代が立候補するためには、報酬をはじめ、それなりの環境を整える必要があるため、議員定数以外の観点からも対策を検討していくべきである。</li> <li>・適正な議員定数の検討を次期の議員に先送りするのではなく、その都度、現在の議員が重要課題として検討していく必要がある。</li> </ul>

## (5) 目指す養老町議会の姿

### 【主な意見】

- ・地域の厳しい意見も行政に届け、その結果を発信できる議会。
- ・各議員が強みを活かし、得られた成果を発信できる議会。
- ・転換期の中で、大きな舵取りを求められている行政に対応できる議会力をもった議会。
- ・町民に多数を占めている意見を反映し、決定に責任を持てる議会。
- ・行政に対し、その内容にあわせてアクセルやブレーキの役割を果たせる議会。
- ・各地区の課題や要望を正確に把握し、行政に届ける議会。
- ・町民と距離が近く、幅広い年齢層の意見を反映できる議会。
- ・議会基本条例を制定し、議員力を向上させ、監視、政策立案、情報発信の機能を果たせる議会。
- ・情報の発信や公開をきっちり行える議会。
- ・議員活動や委員会活動の充実が、議会力の向上に繋がっていく議会。
- ・少数意見も行政に届けることができる議会。
- ・住民の声を重視し、行政と住民の橋渡しをしっかりと行う議会。

## 5. 最終報告に向けて

### (1) 養老町議会の適正な議員定数案（中間報告）

令和4年3月18日の特別委員会設置から8月23日までに計9回の会議を開催し議論を重ねてきた。その結果、養老町議会の適正な議員定数の中間報告案を下記の2案とした。今後は、次節に実施要項を示したアンケート調査を実施し、得られた結果を踏まえて最終報告に向けた協議を行っていく。

### 【現状維持案】

平成11年に地方分権一括法が施行されて以降、国から地方自治体への権限移譲が進み、地方自治体は自己決定権の拡大と住民意識の多様化への対応が求められるようになった。

養老町においても、この地方分権時代に入り、議会の役割は重要性を増しており、これまでの意思決定機能と監視機能に加え、住民の声を吸収し、政策として立案する機能を充実させていく必要がある。

そうした中で、まず、自治体規模からは、県内の類似の自治体規模をもつ町議会の議員定数と比較してみても、養老町議会の議員定数を変更する必要性はない。

意思決定機能では、議論を行える委員定数として6～7人が適正であり、現在の二つの常任委員会設置数を踏まえると議員定数は現状維持が望ましい。また、監視機能では、地方自治体において、首長から自立している議会の役割は大きく、行財政改革を進める行政の監視機能を維持するためにも、議員定数は維持するべきである。

社会状況では、一般会計歳出決算額に占める議会費の比率は1%以下であり、議会費に財政を逼迫させる要因はない。また、少なくとも平成16年の定数削減以降に養老町議会議員選挙が無投票になったことはなく、養老町に町議会議員のなり手不足問題があるとは認められない。さらには、議員定数を削減することは、立候補意欲の減退にも繋がる。このほか、今回の養老町議会議員選挙まで期間が短く、新たに立候補を検討する候補者への周知期間が十分に確保されないことも危惧される。

以上の理由から、養老町議会の適正な議員定数は、現状維持の13人が望ましい。

### 【11人案（2人減）】

平成16年に養老町の単独路線の確定に伴い、養老町議会が議員定数を13人に削減することを決定してから、一昨年の令和2年までに約5,000人の人口減があった。また、13年後の令和17年には、さらに5,000人以上の人口が減少する。そして、今後も少子高齢化は進行する。

そのため、これからの養老町は、人口と税収の減少を前提に、公共施設やまちづくり基盤の一斉更新、社会的扶養負担の増大などに対応した厳しい財政運営が求められる。効率性の追求が必要であり、人口減少率を踏まえた議員定数の削減を行い、毎年1億円を超えている議会費の縮小を図る必要がある。議会が率先して町民に模範を示すことが重要である。

意思決定については、2度の地方自治法改正により常任委員会の設置数に制限がなくなり、常任委員会委員の複数所属が認められた。これにより、議員定数を2人削減しても、十分に意思決定機能の充実を図ることができる。監視機能についても、行財政改革への取り組みから執行機関のスリム化が進んでおり、議員定数の2人削減が監視機能の低下に繋がる懸念はない。

社会状況では、養老町議会議員選挙の投票率や有権者数が回を重ねるごとに減少している。さらに、直近2回の選挙では落選者4名のうち3名が法定得票数に達していない。今後の選挙において、無投票当選や、議員定数内の得票順位であっても法定得票数に達しない候補者が生まれ、定数割れが起きることが危惧される。

以上の理由から、養老町議会の適正な議員定数は、2人減の11人が望ましい。

## (2) 町民アンケート調査実施要項

### 【趣 旨】

人口減少と少子高齢化が進み転換期を迎えている養老町において、適正な議員定数を検討する参考資料を得るため、養老町議会議員定数に関する町民アンケート調査を実施する。

### 【調査主体】

養老町議会（議員定数検討特別委員会）

### 【調査対象者】

養老町在住の18歳以上の男女 23,710人（※令和4年7月31日調べ）

### 【調査票配布数】

1,000件（無作為抽出）

### 【調査期間】

令和4年10月3日（月）から10月28日（金）まで

### 【調査方法】

郵送による配布・回収（無記名回答）

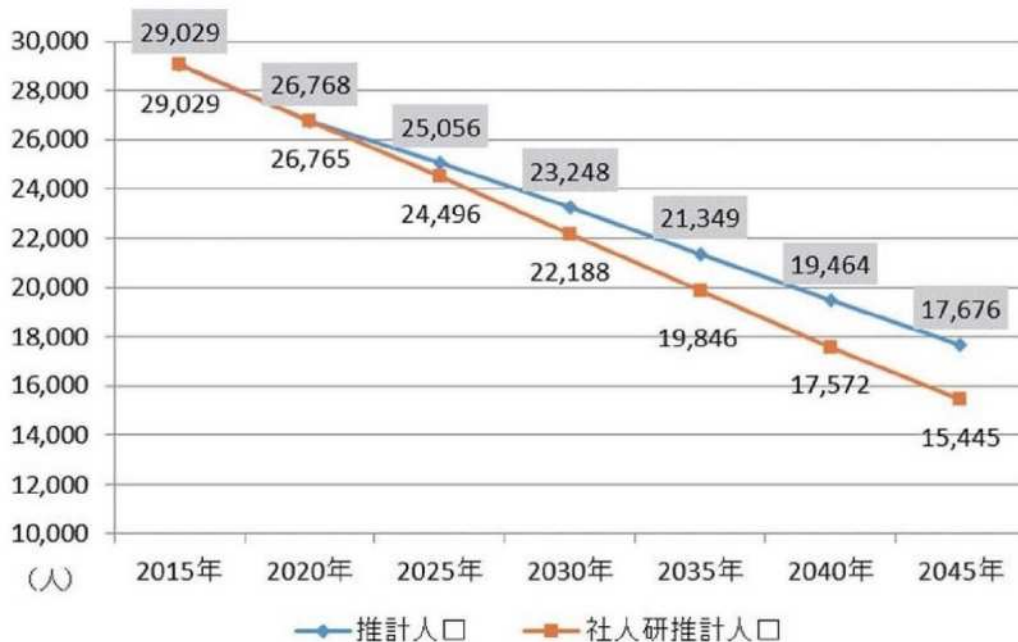
## 6. おわりに

地方自治体の議員定数は、条例に完全に委任されており、全国的な基準はない。しかしながら、全国町村議会議長会の調査によれば、平成 23 年に議員定数を条例に完全に委任した後、急速に議員定数は減少を続けている。これは、地域住民の議会に対する批判や厳しい地方財政、行政改革などを背景としているものと考えられる。

養老町においても、議員定数検討特別委員会を設置し、適正な議員定数について 9 回の協議を重ねてきた。その結果、現段階では、養老町議会の適正な議員定数について、現状維持の 13 人案と、2 人減の 11 人案の 2 つの案にまとまった。今後は、町民アンケート調査を行い、その結果を踏まえて当委員会としての最終結論に至りたい。

参考資料

○養老町の人口推移と将来人口の見通し（※養老町人口ビジョン R3.3 より）



○岐阜県町村議会議長会実態調査の人口段階区分（令和3年7月1日住基台帳による人口）

郡名	町村名	区分	郡名	町村名	区分
羽島郡	岐南町	E	本巣郡  加茂郡	北方町	D
	笠松町	E		坂祝町	B
養老郡	養老町	E		富加町	B
不破郡	垂井町	E		川辺町	C
	関ヶ原町	B		七宗町	A
安八郡	神戸町	D		八百津町	C
	輪之内町	B		白川町	B
	安八町	C		東白川村	A
揖斐郡	揖斐川町	E		可児郡	御嵩町
	大野町	E	大野郡	白川村	A
	池田町	E			

区分	範囲	町村数
A	5,000人未満	3町村
B	5,000人以上 10,000人未満	5町
C	10,000人以上 15,000人未満	3町
D	15,000人以上 20,000人未満	3町
E	20,000人以上	7町
合計		21町村

○岐阜県町村議会の議員定数と人口規模

区分	町村名	国勢調査人口(2020 速)	住基人口(R3.7)	面積(km <sup>2</sup> )	議員定数	住基人口の定数割
A	白川村	1,511	1,577	356.6	7	225.3
	東白川村	2,017	2,144	87.1	7	306.3
	七宗町	3,408	3,575	90.4	8	446.9
B	富加町	5,627	5,721	16.8	8	715.1
	関ヶ原町	6,612	6,731	49.3	8	841.4
	白川町	7,417	7,696	237.9	9	855.1
	坂祝町	8,069	8,121	12.8	10	812.1
	輪之内町	9,664	9,482	22.4	9	1,053.6
C	川辺町	9,866	10,076	41.1	9	1,119.6
	八百津町	10,201	10,535	128.8	10	1,053.5
	安八町	14,355	14,676	18.1	10	1,467.6
D	御嵩町	17,529	17,993	56.6	12	1,499.4
	北方町	18,148	18,560	5.2	10	1,856.0
	神戸町	18,587	18,792	18.8	10	1,879.2
E	揖斐川町	19,535	20,177	803.4	15	1,345.1
	笠松町	22,220	22,051	10.3	10	2,205.1
	大野町	22,048	22,481	34.2	10	2,248.1
	池田町	23,378	23,384	38.8	10	2,338.4
	岐南町	25,890	26,242	7.9	10	2,624.2
	垂井町	26,419	26,726	57.1	13	2,055.8
	養老町	26,897	27,708	72.1	13	2,131.4

区分別	A	B	C	D	E	計
町村数	3	5	3	3	7	21
議員定数計	22	44	29	32	81	208
議員定数平均	7.3	8.8	9.7	10.7	11.6	9.9

○岐阜県町村議会の常任委員会設置数と委員定数

令和4年4月調べ

区分	町村名	議員定数 (現在の人数)	常任委員会		定数 (現在の人数)	議長選出 の有無
			設置数	委員会名		
A	白川村	7	1	総務産業委員会	7	○
	東白川村	7	2	総務常任委員会	7	○
				産業建設常任委員会	7	
	七宗町	8	2	総務建設常任委員会	8	○
教育民生常任委員会				8		
B	富加町	8	2	総務産業建設委員会	4	○
				文教厚生委員会	4	
	関ヶ原町	8	2	総務民生常任委員会	8	○
				産業建設常任委員会	8	
	白川町	9	2	総務常任委員会	9	○
				予算決算審査常任委員会	9	
	坂祝町	10(9)	1	総務委員会	10(9)	○
輪之内町	9	2	総務産業建設常任委員会	9	○	
			文教厚生常任委員会	9		
C	川辺町	9	1	総務委員会	9	○
	八百津町	10	2	総務民生常任委員会	5	○
				建設文教常任委員会	5	
	安八町	10	2	総務産建常任委員会	10	○
民生文教常任委員会				10		
D	御嵩町	12(11)	2	総務建設産業常任委員会	6	○
				民生文教常任委員会	6(5)	
	北方町	10	2	総務教育常任委員会	5	○
				厚生都市常任委員会	5	
	神戸町	10	2	総務建設常任委員会	5	○
民生文教常任委員会				5		
E	揖斐川町	15	2	総務文教常任委員会	8	○
				民生建設常任委員会	7	
	笠松町	10	2	総務文教常任委員会	5	○
				民生建設常任委員会	5	
	大野町	10	2	総務文教常任委員会	10	○
				民生建設常任委員会	10	
	池田町	10(9)	2	総務建設産業委員会	10(9)	○
				民生文教委員会	10(9)	
岐南町	10	2	総務住民委員会	5	○	
			福祉土木委員会	5		
垂井町	13	2	総務産業建設委員会	7	○	
			文教厚生委員会	6		
養老町	13	2	総務民生委員会	7	○	
			産業建設委員会	6		

○養老町一般・特別会計歳入歳出決算書にみる議会費の推移

単位：円

会計年度 ( ) は西暦	歳入決算額	歳出決算額	一般会計の 歳入決算額	一般会計の 歳出決算額	一般会計の 歳出決算額	議会費の 支出済額	議会費の比率	
							(歳出決算額)	(一般会計の 歳出決算額)
令和2年度 (2020)	23,979,247,133	22,398,888,260	16,525,676,360	15,853,313,838	107,689,936	0.48%	0.68%	
令和元年度 (2019)	20,051,320,351	18,921,911,772	12,012,248,115	11,676,858,225	103,096,548	0.54%	0.88%	
平成30年度 (2018)	18,853,991,441	17,760,850,159	10,951,335,638	10,667,187,104	105,695,903	0.60%	0.99%	
平成29年度 (2017)	19,117,535,286	18,012,536,755	10,767,382,222	10,468,869,524	104,509,871	0.58%	1.00%	
平成28年度 (2016)	18,846,663,902	17,980,382,588	10,867,708,104	10,612,837,152	103,544,839	0.58%	0.98%	
平成27年度 (2015)	18,912,958,869	18,382,129,274	11,187,296,853	10,873,921,471	107,622,601	0.59%	0.99%	

平成22年度 (2010)	16,914,319,638	15,600,712,082	10,594,175,440	9,685,672,076	97,713,533	0.63%	1.01%
---------------	----------------	----------------	----------------	---------------	------------	-------	-------

平成17年度 (2005)	17,701,323,757	16,905,131,631	8,975,793,368	8,488,848,874	126,394,368	0.75%	1.49%
---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	-------------	-------	-------



○養老町中長期財政計画（※養老町中長期財政計画 R4.3 より）

単位：百万円

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自主財源	町税	3,321	3,314	3,309	3,294	3,274	3,254	3,233	3,213	3,193
	使用料・手数料	295	295	295	295	295	295	295	295	295
	その他収入	1,762	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812
	小計	5,378	5,421	5,416	5,401	5,381	5,361	5,340	5,320	5,300
依存財源	地方交付税	2,545	2,499	2,453	2,409	2,409	2,409	2,409	2,409	2,409
	国庫支出金	871	869	868	866	865	864	863	862	871
	県支出金	837	836	836	835	835	834	834	834	833
	譲与税・交付金	1,116	1,116	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
	町債	375	375	375	375	375	375	375	375	375
	小計	5,744	5,695	5,649	5,602	5,601	5,599	5,598	5,597	5,595
歳入合計 a		11,122	11,116	11,065	11,003	10,982	10,960	10,938	10,917	10,895

経費区分	性質別区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
経常的経費	義務的経費	人件費	2,200	2,228	2,234	2,235	2,263	2,275	2,282	2,300	2,313
		扶助費	1,658	1,654	1,650	1,646	1,643	1,640	1,638	1,635	1,633
		公債費	1,001	1,025	1,013	1,025	975	925	873	838	760
	消費的経費	物件費	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039
		維持補修費	55	55	55	55	55	55	55	55	55
		補助費等	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
	小計		8,357	8,404	8,386	8,366	8,340	8,327	8,303	8,306	8,261
（予備費含む） その他経費	積立金	805	805	805	805	805	805	805	805	805	
	繰出金	1,387	1,389	1,397	1,405	1,413	1,421	1,429	1,437	1,445	
	小計	2,202	2,204	2,212	2,220	2,228	2,236	2,244	2,252	2,260	
歳出合計 b		10,559	10,609	10,607	10,624	10,607	10,574	10,535	10,523	10,464	

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入-歳出 (a-b)	563	507	458	379	375	386	403	394	431

※令和5年度以降、年度を経るごとに、歳出合計が減少し、投資余力が増加していくのは、令和3年度までの起債による償還が進んでいくことが要因です。従って、令和4年度以降に投資的事業の実施に伴い新たな地方債の借入れを行えば、その元金・利子の償還により差額（投資余力）は減少していくことになります。

○養老町議会議員選挙結果の推移

【有権者数と投票率】

執行日	定数（人）	候補者数（人）	有権者数（人）	法定得票数	投票率
平成 19 年 4 月 22 日	13	16	26,389	333	66.10 %
平成 23 年 4 月 24 日	13	15	26,007	290	58.42 %
平成 27 年 4 月 26 日	13	15	24,992	258	54.11 %
平成 31 年 4 月 21 日	13	15	24,167	248	53.66 %

【得票数】

○平成 19 年 4 月 22 日

	候補者	得票数
当	A	1,920
当	B	1,623
当	C	1,571
当	D	1,279
当	E	1,167
当	F	1,140
当	G	1,115
当	H	1,007
当	I	998
当	J	962
当	K	952
当	L	931
当	M	820
	N	817
	O	627
	P	381
		17,310

○平成 23 年 4 月 24 日

	候補者	得票数
当	A	1,496
当	B	1,480
当	C	1,305
当	D	1,223
当	E	1,203
当	F	1,166
当	G	1,141
当	H	1,131
当	I	1,114
当	J	998
当	K	934
当	L	766
当	M	596
	N	379
	O	124
		15,056

○平成 27 年 4 月 26 日

	候補者	得票数
当	A	1,469
当	B	1,330
当	C	1,309
当	D	1,228
当	E	1,175
当	F	1,168
当	G	885
当	H	853
当	I	818
当	J	809
当	K	767
当	L	762
当	M	663
	N	119
	O	37
		13,392

○平成 31 年 4 月 21 日

	候補者	得票数
当	A	1,911
当	B	1,231
当	C	1,126
当	D	1,079
当	E	1,038
当	F	982
当	G	914
当	H	906
当	I	718
当	J	715
当	K	613
当	L	608
当	M	512
	N	454
	O	46
		12,853